

## 口頭意見陳述案

審査請求書第3のポイントを申し上げます。全体を熟読していただきますようお願いいたします。

本件の主たる争点は、引き直し計算の結果、140万円を超える過払い請求事件について、認定司法書士の権限を超えるところから、審査請求法人が、司法書士法人新宿事務所1件19万8000円を支払って、過払い事件の債権者に関するそれまでの成果物（貸金業者から入手した取引履歴、引き直し計算書、引き直し計算書のエクセルデータなど）の引き継ぎを受け、裁判書類一式（訴状や証拠説明書、証拠など）の作成を委任したことが、弁護士法27条違反の非弁提携に当たるか、さらには、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼等を払ってはならないとの弁護士職務基本規程13条1項に違反するか、この金員が依頼者の紹介を受けた対価としての性質を有するか、その結果、「品位を失うべき非行」（弁護士法56条）に当たるかどうか、これらに当たるとして懲戒処分の重さ（量定）を適切に判断しているかにある。その基本には、上記金額19万8000円は業務委託料を超える紹介料に当たるかという問題がある。

これは単に違反したかが論点ではない。さっきからの審理でも、違反したといえるのか、微妙な争いになっている。この点で、東弁懲戒委員会と審査請求人の間で、法的な見解が対立している。そして、東弁は、審査請求人の解釈を「品位を失うべき非行」と断定した。では、東弁の解釈が日弁連、さらには裁判所において、誤りとされた場合には、東弁の懲戒委員会の弁護士は、「非行」を犯したとして、懲戒処分を受けるべきか。日弁連がこの審査請求を棄却したが、裁判所では審査請求人が勝訴した場合、ここにおられる弁護士の懲戒委員は「非行」を犯したことになるのか。

皆さんは同意されますか。まさか、自分は信念に従って、事実認定と法解釈を行ったのであり、「非行」であるわけがないと反論されるでしょう。

それならば、審査請求人の解釈はなぜ「非行」でしょうか、審査請求人は荒唐無稽な解釈を行ったのではなく、審査請求人の説明からもおわかりのように、信

頼できる弁護士の意見を聞いて、丁寧な検討の上判断したのであるし、本件に提出されている多数の意見書からも、審査請求人の解釈は支持されています。しかも、原議決（48頁）でも審査請求人の主張にも首肯できるところがなくはないと認めています。反対の意見があっても、審査請求人の説明は十分に合理的です。委員長も悩ましいところとの心証をもたれているように見えます。

そして、法解釈や事実認定においては、意見が異なることは少なくありませんが、それは「品位を失うべき非行」扱いにはされていません。そうすると、仮に日弁連が、審査請求人の解釈を採用しないとしても、それは「非行」ではないので、懲戒処分は取り消されなければならないのです。

先ほどからの主査からの質問では、違反しているかどうかに関心があり、この論点には触れていません。審査請求書でさんざん主張している論点を無視されています。

「非行」扱いするのは、このような見解が分かれる案件ではなく。大部分の弁護士がやってはいけないと理解しているコアの部分に限るべきです。このような周辺の案件は、仮に許されないとの意見があっても、きちんと議論して、合理的なルールを作ってから処分すべきです。今回の懲戒処分は、懲戒処分権の濫用です。

もしそうではなく、本件懲戒処分を維持されるのであれば、我々は裁判所を説得して、勝訴した暁には、懲戒委員会の弁護士は「非行」を犯したとして、懲戒請求することになります。そのときは、「非行」ではないという反論をされるとすれば、矛盾であることをご承知ください。

なお、弁護士法は行政法規であり、日弁連への審査請求は権利救済手続です。それは一審相当の手続ですから、十分な審理をお願いします。

本件では、委員から質問を受けて答えるというのが中心なので、検事の取り調べと同じ糾問主義であり、東弁も出てこない上に、当方の発言を頻繁に短縮せよと言うので、十分な主張ができません。地裁相当なのに、書面を見たからと、口頭での発言を制限して、一回結審で、弁護士人生を破綻させるような重大事の判断

をする事は、権利救済手続ではありません。